

保育所、地域型保育事業所 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

川口市子ども部保育幼稚園課長

「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、
「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び
「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の
一部改正について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（以下、総称して「条例」とします。）を改正しましたので、その内容を下記のとおり通知いたします。

なお、今回の改正は厚生労働省令及び内閣府令の改正に合わせたもので、市の独自基準はありません。

記

1 条例の改正概要

- (1) 保育所、地域型保育事業所（以下、「保育所等」とします。）の職員の負担軽減を図る観点から、条例に基づき職員が行う書面等の作成、保存等について、電磁的記録により対応することを可能としました。
- (2) 保育所等を利用する保護者の利便性向上等の観点から、保護者への説明、保護者からの同意の取得等のうち、書面等で行うものについて、保護者の同意が得られた場合には電磁的方法（メール、アプリの利用等）による対応を可能としました。
- (3) その他、国基準に準じた所要の改正を行いました。

2 留意事項

- (1) 保護者への説明、保護者からの同意の取得等を電磁的方法により行うこととする場合には、保護者に対して、予め使用する方法（アプリを使用する場合にはその操作手順を含む）について必要な説明を行い、書面又は電磁的方法により承諾を得てください。承諾を得られない場合、当該保護者に対する説明、当該保護者からの同意の取得等を電磁的方法により行うことはできません。
- (2) 保護者への説明を電磁的方法により行う場合は、当該説明資料等を文書で印刷できる形式で保護者に送付してください。また、保護者からの同意の取得を電磁的方法により行う場合は、その記録を文書で印刷できる形式により保管してください。

問い合わせ先

子ども部子ども総務課施設認可係

電話：048-271-9457

メール：083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp